明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**三三）　一

○雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一一七）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五〇）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**五一）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**五二）

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**三四四）

○日本国に帰化を許可する件（**同**三四五）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録定期講習機関に係る登録事項を変更する件（**文部科学**一一八）　三

○雇用対策法施行規則附則第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県知事を定める件（**厚生労働**四八五）

○標準計測方法の一部を改正する件（**農林水産**二〇九一）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇九二～二一〇二）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**同**二一〇三）　六

○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（**防衛**二〇一）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**中部地方整備局**一四七）　六

〔国会事項〕

閣議決定等事項　六

日本と世界の天候（平成二十四年七月）（速報）（気象庁）　七

〔人事異動〕

内閣　財務省　防衛省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　七

〔資　料〕

閣議決定等事項　三

日本と世界の天候（平成二十四年七月）（速報）（気象庁）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係

会社その他

省　令

○法務省令第三十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月二十一日

法務大臣　滝　実

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表広島法務局の部同法務局の款同法務局の項中「広島市の内　中区　東区　南区　西区　安佐南区」を「広島市の内　中区　東区　南区　西区　安佐南区　安芸区　佐伯区」に改め、同款海田出張所の項を削る。

別表大分地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「別府市」を「別府市　臼杵市」に改め、同部佐伯支局の款同支局の項管轄区域欄中「佐伯市」を「佐伯市　津久見市」に改め、同部臼杵支局の款を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項を削る。

第二十三条第一項中「、可部出張所及び海田出張所」を「及び可部出張所」に改める。